

白河市ふるさとビジネス創業支援事業補助金のご案内

新たに起業を目指す創業者や事業承継を契機に新たな分野の事業に挑戦する第二創業者を支援します。

●募集期間

令和2年9月14日(月)から令和2年10月16日(金)17時00分まで

●対象者

次の要件の全てに該当する方が対象です。

- 1 市内で補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を行おうとする者又は行っている者であること。
- 2 新たに事業を開始しようとする者(開業して1年以内の者を含む。)又は既に事業を営んでいる者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者であること。
- 3 一般社団法人産業サポート白河、白河商工会議所、表郷・大信・ひがし商工会、金融機関等(以下「認定支援機関等」という。)が実施する創業塾、経営指導等の支援を受けていること。
- 4 創業又は新たな事業の立ち上げ以降も、認定支援機関等による支援を受けること。
- 5 市税を滞納していないこと。

●補助対象事業

次の要件の全てに該当する事業が対象です。

- 1 新たな需要又は雇用の創出等、地域への貢献度が高い事業
- 2 事業計画に実現性があり、事業の継続性が期待できる事業

●補助概要等

- 1 補助額: 補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とします。
- 2 補助対象経費: 設備購入費、設備借上料、外注費、委託費、広報費、店舗等借入費、知的財産権等の取得費
- 3 補助対象期間: 申請日の属する年度内にかかった費用を対象とします。
※ランニングコストについては、交付決定日以降

●その他

申請書の提出前に事前にご相談ください。

当該事業終了後は、事業の成果等について公表させていただくことがあります。

※裏面もご覧ください。

●応募方法

募集期間中に、次に掲げる書類を提出してください。

【必要書類】

- 1 補助金等交付申請書
- 2 事業計画書(第1号様式)
- 3 収支予算書(第2号様式)
- 4 認定支援機関等の支援確認書(第3号様式)
- 5 事業を実施する場所の位置図
- 6 見積書等の取得予定価格がわかる書類
- 7 ①個人の場合 ・履歴書 ・住民票 ・納税証明書または非課税証明書
②法人の場合 ・定款 ・法人登記簿謄本 ・納税証明書 ・直近の決算書 ・会社の概要
※税にかかる証明書は本補助金専用の納税証明(滞納なし)になります。

●選考方法

補助対象者(採択者)は、書類審査と面接審査により決定いたします。

なお、書類審査通過者のみ面接審査の案内を通知いたします。

※審査の結果に関する問い合わせについては応じかねますので、予めご了承ください。

※面接審査にかかる交通費、事業計画作成等にかかる費用は自己負担となります。

●実績報告

補助事業にかかる実績報告については、指定する期日までに報告することとなります。

詳細は別途お知らせします。

●補助金の交付の時期

事業又は年度が完了し、実績報告に基づく審査や調査を経た後、補助金が確定しますので、その後の請求に基づいて補助金が支払われることとなります。

問い合わせ・申し込み先

〒961-0053

白河市中田140番地

白河市産業プラザ人材育成センター2階

白河市 産業部 商工課 商工振興係

TEL : 0248-21-5910

FAX : 0248-21-5919

E-Mail : shoko@city.shirakawa.fukushima.jp